

忘れずに！ 飼い犬の登録と狂犬病予防注射

市と県南筑後保健福祉環境事務所は、平成24年度の愛犬の登録と、狂犬病予防注射を実施します。登録は犬の生涯に1回、狂犬病の予防注射（生後91日以上の子犬）は毎年1回受けなければいけません。

予防注射は1頭3050円が必要です

すでに登録している犬は、予防注射の手数料として、1頭につき3050円必要です。初めて登録する犬は、登録手数料として3000円加算され、合計で6050円が必要になります。手数料は、お釣りがいらぬよう事前に準備をお願いします。

案内のはがきがあれば受け付けがスムーズに

登録済みの犬の飼い主には、市から案内のはがきを送っています。スムーズに受け付けができますので、忘れずにはがきを持ってきてください。



予防注射の日程・会場のお知らせ

柳川地区

期 日	時 間	会 場
4月10日(火)	9:15～9:45	柳川農協東宮永出張所
	10:00～10:45	柳川農村環境改善センター
	11:00～11:30	中町祇園神社
	13:30～14:00	七ツ家公民館
	14:15～14:45	南間公民館
4月11日(水)	9:00～9:30	吉原公民館
	9:45～10:15	浜武漁業協同組合
	10:30～11:15	柳川市民体育館
4月12日(木)	9:00～9:30	立石公民館
	9:45～10:30	蒲池農村環境改善センター
	10:45～11:00	中村公民館
4月13日(金)	9:30～10:30	昭代就業改善センター
	10:45～11:00	沖田公民館（昭代沖田）
4月16日(月)	9:00～9:50	矢留うぶすな館
	10:05～10:30	柳川漁協本所(旧西宮永漁協)
	10:45～11:30	有明まほろばセンター
5月8日(火)	13:30～14:00	有明まほろばセンター
	14:15～14:45	柳川農村環境改善センター
5月9日(水)	9:30～10:00	昭代就業改善センター
	10:20～10:50	蒲池農村環境改善センター
	13:30～14:00	柳川市民体育館
	14:15～14:45	矢留うぶすな館

どの会場でも登録と予防注射はできますが、限られた時間で実施しています。時間厳守をお願いします。

注射日に都合が悪いときは各動物病院へ

下表の日程で都合がつかない場合は、次の動物病院でも登録と予防注射ができます。

▷やまもとペットクリニック（藤吉、☎74・4175）

▷柳川犬猫病院（片原町、☎72・7536）

▷デイジー動物病院（本町、☎74・5551）

▷プービー動物病院（白鳥、☎72・7208）

次のときは市生活環境課へ届け出を

飼い主が変わったときや飼い主の住所が変わったとき、飼い犬が死亡したときは届け出てください。

問い合わせは、同課環境係（☎77・8485）まで。

大和地区

期 日	時 間	会 場
4月3日(火)	9:30～10:00	徳益大坪酒店前
	10:15～10:45	下棚町公民館
	11:00～11:30	鷹尾神社
	13:30～13:50	大高合同青果市場
	14:05～14:35	大和漁村センター
	14:50～15:30	柳川市役所 大和庁舎
4月4日(水)	9:30～10:15	大和小学校
	10:30～11:00	豊原小学校
	13:30～14:00	血垣小学校
	14:15～14:55	有明小学校
	9:30～10:00	柳川市役所 大和庁舎

三橋地区

期 日	時 間	会 場
4月5日(木)	9:15～9:45	中山公民館
	10:00～10:30	起田公民館
	10:45～11:15	百町構造改善センター
	13:30～14:00	垂見地区構造改善センター
	14:15～14:30	沖田地区(棚町沖田)構造改善センター
	14:50～15:05	五拾町地区構造改善センター
4月6日(金)	9:30～10:00	紺屋町天満神社
	10:15～10:30	高畑公民館
	10:45～11:05	福岡県柳川総合庁舎
4月9日(月)	9:30～10:00	蒲船津散田公民館
	10:15～11:00	三橋公民館
5月8日(火)	10:30～11:00	三橋公民館

始めます！ 住宅用太陽光発電の設置補助制度

市は今年度から地球温暖化防止対策の取り組みの一つとして、住宅に太陽光発電システムを設置する個人を対象にした補助制度を、3年間の期間限定で取り入れます。制度の概要は次のとおりです。

8万円を上限に個人の太陽光発電設置者に補助

●申請受付期間

4月2日（月）から受付開始。年間の予算額に達した時点で受付を終了します。

●補助の金額

太陽光発電システムの発電出力1kwあたり2万円で上限は8万円です。

●補助の対象

補助を受けることができる人は、本市の住民基本台帳に登録されている人が登録する予定の人で、次のいずれかに該当する個人です。

▷自分が住んでいる住宅にシステムを設置する人

▷自分が住むために建築している住宅にシステムを設置する人

▷自分が住むために取得する住宅にシステムが設置されている人

●補助の対象にならない場合

市町村民税などを滞納している人や、この制度に基づく補助金をすでに受けた人は対象になりません。

●特に注意していただきたいこと

▷申請額が予算額に達した時点で、その年度の受付を終了します。

▷交付決定を受けてからシステムの設置工事に着手し

てください。

▷システムが設置された建売住宅を取得する場合は、交付決定を受けてから引渡しをしてください。

▷2月末までに設置工事が完了しておく必要があります。余裕をもって申請してください。

●対象システム

補助金の交付対象となるシステムは、次に掲げる要件を満たすものです。

▷現在住んでいる住宅や新築する住宅に設置するシステムで未使用のもの

▷低圧配電線と逆流ありで連系するもの

▷電力会社に電灯契約と余剰電力の販売契約を締結することができるもの

▷国補助金の交付要件を満たしていること

補助金の交付申請は着工の2週間前までに

●手続きの流れ

市の交付決定を受けてから補助対象システムの工事に着手してください。交付決定にかかる期間は、申請書が提出されてから2週間程度です。このため申請書は、工事に着手（建売の場合は引渡し）する2週間以上前に提出してください。

●申請方法

市生活環境課環境係（柳川庁舎2階）に書類一式を提出してください。申請書類は同係に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。郵送では受け付けません。ご注意ください。

問い合わせは、同係（☎77・8485）まで。

